

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
5	国民健康保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

寒川町は、国民健康保険に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

-

## 評価実施機関名

寒川町長

## 公表日

令和5年12月14日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、国民健康保険料の賦課徴収や被保険者の届出による資格の得喪、変更等の管理、被保険者証等の発行、療養給付費等の給付等を行う。 寒川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ② 国民健康保険被保険者の各種証の交付に関する事務 ③ 国民健康保険料の賦課額の決定及び更正に関する事務 ④ 国民健康保険料の減免、納付猶予に関する事務 ⑤ 国民健康保険料の収納、徴収及び還付に関する事務 ⑥ その他法令との調整を含む、給付及びその管理に関する事務 ⑦ 他自治体等との所得情報等の照会・回答に関する事務 ⑧ オンライン資格確認の準備業務 ⑨ その他の事務に関する事務</p> <p>(公金受取口座を活用した還付及び給付の実施) 国民健康保険料の還付及び療養給付費等の給付等に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>
③システムの名称	国民健康保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 次期国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等システム
2. 特定個人情報ファイル名	
被保険者台帳情報ファイル 賦課情報ファイル 給付情報ファイル 収納情報ファイル 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項 別表第一の30の項 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号。) 第24条 ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[ 実施する ] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2(42,43,44,45,121の項)  【情報提供の根拠】 番号法第22条第1項及び別表第2(1,2,3,4,5,9,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項)  【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項 (利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等) ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保険年金課/健康づくり課
②所属長の役職名	保険年金課長/健康づくり課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165番地 0467-74-1111

## II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人か	[ 1,000人以上1万人未満 ] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和5年2月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

<b>1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類</b>		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
<b>2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)</b>		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>3. 特定個人情報の使用</b>		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託</b> [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)</b> [ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>6. 情報提供ネットワークシステムとの接続</b> [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>7. 特定個人情報の保管・消去</b>		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
<b>8. 監査</b>		
実施の有無	[ <input type="radio"/> ] 自己点検 [ <input type="radio"/> ] 内部監査 [ ] 外部監査	
<b>9. 従業者に対する教育・啓発</b>		
従業者に対する教育・啓発	[ 十分に行っている ]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-1②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、国民健康保険料の賦課徴収や被保険者の届出による資格の得喪、変更等の管理、被保険者証等の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>寒川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>① 国民健康保険被保険者の保険給付と資格の管理            ② 申請書や届出に関する確認            ③ 被保険者の資格管理や給付等に係る所得区分判定            ④ 国民健康保険料の賦課決定・更正等            ⑤ 保険料決定通知の送付            ⑥ 他自治体等から寒川町への調査回答、寒川町から他自治体への所得等照会            ⑦ 国民健康保険料の収納管理、還付処理            ⑧ 未納者への督促</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)に基づき、国民健康保険料の賦課徴収や被保険者の届出による資格の得喪、変更等の管理、被保険者証等の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>寒川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を用いた事務を取り扱う。</p> <p>① 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務            ② 国民健康保険被保険者の各種証の交付に関する事務            ③ 国民健康保険料の賦課額の決定及び更正に関する事務            ④ 国民健康保険料の減免、納付猶予に関する事務            ⑤ 国民健康保険料の収納及び徴収に関する事務            ⑥ その他法令との調整を含む、給付及びその管理に関する事務            ⑦ 他自治体等との所得情報等の照会・回答に関する事務            ⑧ その他の事務に関する事務</p>	事前	
平成28年12月28日	I-1③システムの名称	<p>国民健康保険システム            収納管理システム            滞納管理システム            統合宛名システム            中間サーバー</p>	<p>国民健康保険システム            収納管理システム            滞納管理システム            統合宛名システム            中間サーバー            次期国保総合システム            国保情報集約システム</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年12月28日	I-4②法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第7号 別表第二の27、42、43、44及び45の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号) 第25条及び第26条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2(27,42,43,44,45,53の項)</li> <li>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2(1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項)</li> </ul>	事前	
平成28年12月28日	I-5②所属長	保険年金課長 福岡 いくよ	保険年金課長 石川 誠二	事後	
平成28年12月28日	II-1 対象人数	平成27年3月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成28年12月28日	II-2 取扱者数	平成27年3月1日 時点	平成28年12月1日 時点	事後	
平成30年4月17日	I-5②所属長	保険年金課長 石川 誠二	保険年金課長 三留 美紀	事後	
平成31年1月31日	IV リスク対策	-	書式変更に伴う項目の追加	事後	
令和1年6月28日	I-5②所属長の役職名	保険年金課長 三留 美紀	保険年金課長	事後	
令和2年2月14日	5年経過前の評価の再実施				
令和2年2月14日	II-1 対象人数	平成28年12月1日時点	令和2年2月1日時点	事前	
令和2年2月14日	II-2 取扱者数	平成28年12月1日時点	令和2年2月1日時点	事前	
令和2年2月14日	I-3法令上の根拠	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第9条第1項 別表第一の30の項</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年9月10日内閣府・総務省令第5号) 第24条</li> <li>・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</li> </ul>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2(27,42,43,44,45,53の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2(1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項)</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2(27,42,43,44,45,53の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第19条第7号及び別表第2(1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項)</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事前	
令和2年2月14日	I-1②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、国民健康保険料の賦課徴収や被保険者の届出による資格の得喪、変更等の管理、被保険者証等の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>寒川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ② 国民健康保険被保険者の各種証の交付に関する事務 ③ 国民健康保険料の賦課額の決定及び更正に関する事務 ④ 国民健康保険料の減免、納付猶予に関する事務 ⑤ 国民健康保険料の収納及び徴収に関する事務 ⑥ その他法令との調整を含む、給付及びその管理に関する事務 ⑦ 他自治体等との所得情報等の照会・回答に関する事務 ⑧ その他の事務に関する事務</p>	<p>国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、国民健康保険料の賦課徴収や被保険者の届出による資格の得喪、変更等の管理、被保険者証等の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>寒川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <p>① 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務 ② 国民健康保険被保険者の各種証の交付に関する事務 ③ 国民健康保険料の賦課額の決定及び更正に関する事務 ④ 国民健康保険料の減免、納付猶予に関する事務 ⑤ 国民健康保険料の収納及び徴収に関する事務 ⑥ その他法令との調整を含む、給付及びその管理に関する事務 ⑦ 他自治体等との所得情報等の照会・回答に関する事務 ⑧ オンライン資格確認の準備業務 ⑨ その他の事務に関する事務</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和2年2月14日	I-1③システムの名称	国民健康保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 次期国保総合システム 国保情報集約システム	国民健康保険システム 収納管理システム 滞納管理システム 統合宛名システム 中間サーバー 国保総合システム 国保情報集約システム 医療保険者等向け中間サーバー等システム	事前	
令和3年5月10日	I-5①部署	保険年金課	保険年金課／健康づくり課	事後	
令和3年5月10日	I-5②所属長の役職名	保険年金課長	保険年金課長／健康づくり課長	事後	
令和3年5月10日	I-7請求先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年5月10日	I-8連絡先	寒川町総務課行政総務担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	寒川町総務課行政管理担当 寒川町宮山165 番地 0467-74-1111	事後	
令和3年9月1日	I-4②法令上の根拠	【情報照会の根拠】 番号法第19条第7号及び表第 2(27,42,43,44,45,53の項)	【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び表第 2(27,42,43,44,45,53の項)	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年2月1日	I-1②事務の概要	<p>国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、国民健康保険料の賦課徴収や被保険者の届出による資格の得喪、変更等の管理、被保険者証等の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>寒川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務</li> <li>② 国民健康保険被保険者の各種証の交付に関する事務</li> <li>③ 国民健康保険料の賦課額の決定及び更正に関する事務</li> <li>④ 国民健康保険料の減免、納付猶予に関する事務</li> <li>⑤ 国民健康保険料の収納及び徴収に関する事務</li> <li>⑥ その他法令との調整を含む、給付及びその管理に関する事務</li> <li>⑦ 他自治体等との所得情報等の照会・回答に関する事務</li> <li>⑧ オンライン資格確認の準備業務</li> <li>⑨ その他の事務に関する事務</li> </ul>	<p>国民健康保険法(昭和三十二年法律第九十二号)に基づき、国民健康保険料の賦課徴収や被保険者の届出による資格の得喪、変更等の管理、被保険者証等の発行、療養給付費等の給付等を行う。</p> <p>寒川町は、国民健康保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年5月31日法律第27号。以下「番号法」という。)の規定に従い、特定個人情報を以下の事務で取り扱う。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 国民健康保険被保険者の資格管理に関する事務</li> <li>② 国民健康保険被保険者の各種証の交付に関する事務</li> <li>③ 国民健康保険料の賦課額の決定及び更正に関する事務</li> <li>④ 国民健康保険料の減免、納付猶予に関する事務</li> <li>⑤ 国民健康保険料の収納、徴収及び還付に関する事務</li> <li>⑥ その他法令との調整を含む、給付及びその管理に関する事務</li> <li>⑦ 他自治体等との所得情報等の照会・回答に関する事務</li> <li>⑧ オンライン資格確認の準備業務</li> <li>⑨ その他の事務に関する事務</li> </ul> <p>(公金受取口座を活用した還付及び給付の実施)</p> <p>国民健康保険料の還付及び療養給付費等の給付等に当たり、申請者から受取口座として事前に登録した公金受取口座を利用する旨の意思表示があった場合は、マイナンバーを活用した情報連携により当該口座情報を取得する。</p>	事前	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年12月14日	I-4②法令上の根拠	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2(27,42,43,44,45,53の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第22条第1項及び別表第2(1,2,3,4,5,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項)</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号利用法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	<p>【情報照会の根拠】 番号法第19条第8号及び別表第2(42,43,44,45,121の項)</p> <p>【情報提供の根拠】 番号法第22条第1項及び別表第2(1,2,3,4,5,9,26,27,30,33,39,42,46,58,62,78,80,81,87,88,93,97,106,109,120の項)</p> <p>【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法 附則第6条第4項（利用目的:情報連携のためではなくオンライン資格確認の準備として機関別符号を取得する等） ・国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項</p>	事後	重要な変更には該当しないため